

# 生衛法は、私たち生衛業の

生衛法に基づいて設立された生衛組合は、営業者の自主的活動による生衛業界振興のための組織です 国、指導センター、日本政策金融公庫は生衛組合を支援しています

### ●振興指針

厚生労働大臣が、生衛業の振興に 必要な指針を定め、生衛組合は指針 の内容を具体化した振興計画を作成 します。これを計画的に推進して生 衛業界全体の振興を図ります

## ●金融公庫融資

生衛組合員になると、低金利で無担 保・無保証人の金融公庫融資が受け られます

# 生衛組合

振興計画を作成



- ●標準営業約款
- ●各種ご相談の受付
- ●研修会・講習会の実施
- ●最新情報の発信

指導センターは、衛生水準の維持向 上、経営の健全化のため、生衛業者・ 生衛組合を強力サポートしています

生活衛生営業指導センタ

## 生衛法はこのような法律です

#### 生衛法第1条(目的)

この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて 深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の 改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の 維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護 に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するととも に、当該営業における過度の競争がある等の場合における料 金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関 する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理 する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正 化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生 の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与する ことを目的とする。

## 岡山県生活衛生同業組合のお問い合わせ先(組合加入やご相談などお気軽にどうぞ)

名 称	所 在 地	電話番号
岡山県理容生衛組合	岡山県岡山市北区南方2-3-37	086-225-3071
岡山県興行生衛組合	岡山県岡山市北区駅前町1-6-1 福武観光(株)内	086-223-3001
岡山県クリーニング生衛組合	岡山県岡山市北区清輝橋2-1-6	086-224-8530
岡山県公衆浴場業生衛組合	岡山県岡山市南区若葉町4-6	086-264-5674
岡山県美容生衛組合	岡山県岡山市北区岩田町1-16 ブロスビル3階	086-222-3221
岡山県旅館ホテル生衛組合	岡山県岡山市北区出石町1-2-4 鷹匠ハイツ201	086-233-5583
岡山県食肉生衛組合	岡山県岡山市中区桜橋1-2-43	086-270-2911
岡山県鮨商生衛組合	岡山県岡山市北区大供1-4-15	086-223-7779
岡山県飲食業生衛組合	岡山県岡山市北区中央町9-20	086-222-7525
岡山県料理業生衛組合	岡山県岡山市北区南方3-8-23	086-231-4797
岡山県喫茶飲食生衛組合	岡山県岡山市北区表町1-8-46 第1丸本ビル302	086-222-8014
岡山県食鳥肉販売業生衛組合	岡山県岡山市中区福泊150-10 (有)よしきフーズ内	086-276-6361
岡山県社交料飲生衛組合	岡山県岡山市北区表町3-6-9	086-223-1782

## 公益財団法人

# 岡山県生活衛生営業指導センター

〒700-0824 岡山県岡山市北区内山下1丁目3番7号 県土連ビル2階

TEL 086-222-3598 FAX 086-222-3598

## 11月は生活衛生同業組合活動推進月間です



平成29年 生衛業を守って60年



第16次改正 法律名称を環衛法から 「生衛法」に変更

第8次改正 生衛法の目的を生衛業の 振興と消費者保護に改正 都道府県·全国指導 センターの設立





平成29年に60周年を迎えましる業を支援し、公衆衛生の向上

昭和32年に制定・施行され生衛法は、私たち生衛業の

生衛組合が設立される ※当時の名称は「環衛法」



生衛業の経営安定のための 法律制定を国会に請願

低料金店の出現などで生衛業界は 過当競争で社会問題化



公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センター

生活衛生営業指導センターは、衛生水準の維持向上及び経営の健全化の観点から、生衛業の皆さまを支援する組織です。